

平成 27 年 度

大 学 院 奨 学 生 (在 学) 募 集 の ご 案 内

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

TEL 03-3556-0773

フリーダイヤル 0120-521286

ホームページアドレス <http://www.kotsuiji.com>

本会では、大学院に進学し大学院において研究を継続する人で、
保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のために働けなくなった家
庭の学生 に奨学金を貸与して研究の援助を行い、将来、教育、研究者、高度の専門性を要
する社会有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。

応募できる人

- (1) 平成27年度に大学院（修士課程又は博士課程）に在学している29歳までの学生で、
保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費
に困っている家庭の子女であること。

※道路における事故には、踏切での事故、路面電車との事故および自転車事故も含まれます。

※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から
第7級までの障害です。（身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。）

- (2) 学力の基準

採用に際して、出願者の学力は問いません。

- (3) 家計の基準

・家計の基準はありません。

- (4) その他の基準

- ・応募時26歳から29歳までで、一旦社会人となった後に奨学金を希望する場合は、原則として高校奨学生であった者に限ります。
- ・一人の奨学生への奨学金の総貸与期間は原則として高校・大学・大学院・専修学校等合わせて9年間まで、奨学金および入学一時金の総貸与額は812万円を限度とします。
- ・大学院間で転学または編入学あるいは再入学する場合の貸与期間は、原則として修士課程2年間・博士課程3年間となります。同一の年次を重複履修した場合は、転学・編入学・再入学後の標準修業年限のうち、すでに貸与された期間を除いた期間が貸与期間となります。したがって、在学中に奨学金は満期となります。
- ・専門職大学院も貸与可能です。

出願期間と奨学生採用

- (1) 出願書類受付期間（提出書類はこの「案内」の最終頁をご覧ください。）

平成27年4月1日～平成27年6月10日

（締切日以降に奨学生を希望する事情が生じた時は、ご相談に応じます。奨学課にお問合せ下さい。）

- (2) 奨学生採用の決定と通知

書類審査に合格した出願者を対象に、奨学生選考委員会（概ね3ヶ月に1回開催）にて選考して決定し、出願者および在学大学長（学部長）に文書で通知します（予定：7月上旬）。その際、連帯保証人と連署の誓約書を提出していただきます。

- (3) 出願書類提出先・問い合わせ先

・〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

・フリーダイヤル 0120-521286

受付時間：9:00～17:30（土、日、祝祭日、本会の休業日を除く）

奨学金の額と貸与方法

- (1) 奨学金の月額

月額：50,000円、80,000円または100,000円の中から出願者が選択

- (2) 貸与期間

正規の最短修業年限の終期まで。

- (3) 送金方法

原則として年に4回：5月、8月、11月、2月に、それぞれ3か月分の奨学金を東京の銀行を通じて本人が指定した銀行もしくはゆうちょ銀行（旧郵便局）の本人名義口座に送金します。（第一回目は7月10日の予定です。）

返還の方法

- (1) 返還の期間

奨学金は、貸与期間が終了してから6か月据え置き、その後、20年以内に、月賦、半年賦、年賦などの方法で、返還していただきます。

- (2) 奨学金の利息

無利子です。

- (3) 返還猶予

上級学校に進学したり、著しく返還が困難となった場合は申請によりその間返還を待ちます。

- (4) 返還免除

本人が死亡したときなどは、申請により返還が免除されることがあります。

学 生 寮 「 心 塾 」

交通遺児育英会には、大学・短大・専門学校生および大学院生を対象とした下記学生寮「心塾」があります。

名 称		位 置	種 類	区 分	寮 費	備 考
東 京 学 生 寮		東京都日野市旭が丘4-7-57 (TEL042-584-6811)	本会所有の 建物	男女共用	1万円/ 月	奨学金を借りなく ても入寮可。 空室十分にあり
関 西 学 生 寮	ドミトリー上新庄	大阪市東淀川区豊新2-6-23	(株)共立メン テナンスの 学生会館の 居室を本会 が借り上げ る	} 男子	15,000円 /月	奨学生のみ入寮可 成績等による選考 あり 希望の寮が満室の 時は他の寮を案内
	ドミトリー江坂	吹田市豊津35-30				
	ドミー武庫川	西宮市小松町2-5-20		} 女子		
	ドミトリー緑地公園	吹田市江坂町5-1-1				
	ドミトリー新大阪	大阪市東淀川区東中島2-8-13				

◎東京学生寮

昭和53年4月に、東京都日野市旭が丘4-7-57（JR中央線「豊田駅」下車、バス7分または徒歩20分）に本会の奨学生のために開設された学生寮です。

東京学生寮は武蔵野の面影を残した緑溢れる3千坪の敷地内にあり、春は桜が満開となるなど静かで大変環境のよい所です。寮費は朝夕2食付・水道光熱費込みで、月1万円です。男子棟と女子棟に別れていて、部屋は全員1人部屋です（約7畳）。

◎関西学生寮

関西地区へ進学する本会奨学生のために、(株)共立メンテナンスが経営し、一般の方等も入居している学生会館の上記5棟の居室を本会が借り上げる方式の学生寮です。寮費は朝夕2食付・水道光熱費込みで、月15,000円です。部屋は個室ですが、広さ等各棟で違いがあります（約5畳～8畳）。

また、上記以外に京都市内にも寮（但し、寮費25,000円／月）があり、入寮可能です。詳細はお問い合わせ下さい。

【申し込み方法】

東京または関西の学生寮に入寮できるのは、①自宅から通学が不可能（通学時間は概ね90分以上）で、②寮から通学可能な大学院に在学されている方で、26歳までに卒業できる方です。希望される方は、願書の「学生寮入寮申込書」欄に必要事項を記入して下さい。関西学生寮へ入寮を希望される方は、別途審査が必要です。本会奨学課（電話：0120-521-286）までご連絡ください。

提出書類

次の書類をそろえて、記入もれのないことを確認して、本会に提出してください。

- (1) 奨学生願書（この「案内」に折込みの本会所定のもの）
- (2) 大学院奨学生推薦書（この「案内」に折込みの本会所定のもの）
 - ・推薦書は在学大学院の事務室に発行を依頼して下さい。
 - ・研究テーマやその内容等については本人が記入して下さい。
- (3) 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの。以前に入手した証明書があればそれでも、またそのコピーでもよい）
 - ・安全運転センターへの申請方法は出願書類の「交通事故証明の申し込み手続き」をご覧ください。
 - ・事故発生から期間経過しているため、安全運転センターの証明が受けられない場合は、次のどれかにより証明願います。
 - ①在学学校長または民生委員に事情を説明して、願書の「交通事故証明書」に証明を受ける。
 - ②交通事故発生当時の新聞記事のコピー（本人および事故年月日が特定できること）。
 - ③保護者が死亡された場合、死亡診断書や死体検案書（コピー可）で交通事故死が確認できるもの。
- (4) 後遺障害の程度を証する証明書（死亡の場合は不要）
 - ・自動車損害賠償保険金を取り扱った保険会社、または共済金を取り扱った農協で、願書の「後遺障害に関する証明書」に証明してもらってください。
 - ・保険会社または農協で証明が受けられない場合は、公立病院等で診断を受けて、症状が詳しく記載してある診断書を付けてください。
 - ・自動車損害賠償保障法施行令別表の1～7級の後遺障害は、身体障害者福祉法の1～4級がほぼこれに相当します。（身体障害者手帳に記載されている級）。身体障害者手帳のコピーでもかまいません。
- (5) 戸籍謄本
 - ・出願者が記載されている戸籍謄本が必要です。
 - ・保護者等（＝事故にあった人）が死亡された時は、その保護者の死亡日が記載されている除籍謄本（または改製原戸籍謄本）も必要です。

◎ 書類提出の特例

出願者または兄弟姉妹が本会の奨学生、あるいは奨学生だった場合は、次の書類を提出するだけで結構です。

- ①奨学生願書 ②大学院奨学生推薦書